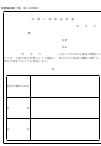


る法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれら規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第4条関係）

別記様式第4号（第5条関係）



別記様式第1号（第3条関係）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
 第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用される書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則
 委員会規則第一三号
 （施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
 第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用される書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第2号（第3条関係）

代理人資格喪失届書	
年月日	
記	
意見の聽取の件名	
住 所	
姓 名	
年月日	において行われる意見の聽取について、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。
記	
意見の聽取の件名	
住 所	
姓 名	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第3号（第4条関係）

参加人許可申請書	
年月日	
記	
意見の聽取の件名	
住 所	
姓 名	
年月日	において行われる意見の聽取に関する手続に参加することを申請します。
記	
意見の聽取の件名	
住 所	
姓 名	
年月日	において行われる意見の聽取に関する手続に参加したことの證明
記	
意見の聽取の件名	
住 所	
姓 名	
年月日	（ ）一 巻

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第4号（第5条関係）

被他人出席許可申請書	
年月日	
記	
意見の聽取の件名	
住 所	
姓 名	
年月日	において行われる意見の聽取について、下記の被他人とともに出席したので申請します。
記	
意見の聽取の件名	
住 所	
姓 名	
年月日	（ ）一 巻
当事者又は参加人の開帳	
備 他 す る 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第5号（第6条関係）

参考人出頭申出書	
年月日	
宛	
住所	
氏名	
年月日 において行われる意見の聴取について、下記の者を参考人として意見の聴取の際に出席させたいので申出ます。	
記	
意見の聴取の件名	
住 品	（品）
姓 化 稲 葉	
陳述の要旨	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第7条関係）

(略)																																	
第 一 号																																	
見 る の 取 扱 い 方 式 手 帳																																	
年 月 日																																	
般 公 安 委 員 会 □																																	
<p>あなたに付与する手帳の事業を原団とする現の会合による統一カードによる取扱い方の規定に附する法規事項を第5項の規定による見本見りを要する点下のとおり行いますので通知します。</p>																																	
記																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">見本の範囲の作成</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>仮の会合の内容</td> <td>四 分 か 八</td> </tr> <tr> <td colspan="2">規則による法規事項は、第一回カード行為等に関する法律第6条第1項の規定によるものと認定する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">仮の会合の範囲となる事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">見本の範囲の開閉</td> </tr> <tr> <td colspan="2">見本の範囲の期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">見本の範囲の開閉</td> </tr> <tr> <td colspan="2">見本の範囲の種類</td> </tr> <tr> <td colspan="2">見本の範囲の種類と、所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所に付す法規事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">規則による法規事項は、第一回カード行為等に関する法律第6条第1項の規定によるものと認定する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 あなたは見本の範囲の現に巡回して収集を見本を述べ、及び証券書類又は証券書類（以下「証券書類等」という。）を提出し、又は登記する場合は、その登記の際に代えて書類を提出し及ぼす書類等を提出することができます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 あなたは見本の範囲が終了するまでの間、その登記の方法の開始となる結果をもつて資本の額を算定することができ、</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の法規事項に付しては法規事項の規定によること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">記載範囲</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">規則の範囲に外れ、尚ほ不適切（別紙に記載の如く）、これを記載する事</td> </tr> </table>		見本の範囲の作成	年 月 日	仮の会合の内容	四 分 か 八	規則による法規事項は、第一回カード行為等に関する法律第6条第1項の規定によるものと認定する。		仮の会合の範囲となる事業		見本の範囲の開閉		見本の範囲の期間		見本の範囲の開閉		見本の範囲の種類		見本の範囲の種類と、所		所に付す法規事項		規則による法規事項は、第一回カード行為等に関する法律第6条第1項の規定によるものと認定する。		1 あなたは見本の範囲の現に巡回して収集を見本を述べ、及び証券書類又は証券書類（以下「証券書類等」という。）を提出し、又は登記する場合は、その登記の際に代えて書類を提出し及ぼす書類等を提出することができます。		2 あなたは見本の範囲が終了するまでの間、その登記の方法の開始となる結果をもつて資本の額を算定することができ、		その他の法規事項に付しては法規事項の規定によること。		記載範囲		規則の範囲に外れ、尚ほ不適切（別紙に記載の如く）、これを記載する事	
見本の範囲の作成	年 月 日																																
仮の会合の内容	四 分 か 八																																
規則による法規事項は、第一回カード行為等に関する法律第6条第1項の規定によるものと認定する。																																	
仮の会合の範囲となる事業																																	
見本の範囲の開閉																																	
見本の範囲の期間																																	
見本の範囲の開閉																																	
見本の範囲の種類																																	
見本の範囲の種類と、所																																	
所に付す法規事項																																	
規則による法規事項は、第一回カード行為等に関する法律第6条第1項の規定によるものと認定する。																																	
1 あなたは見本の範囲の現に巡回して収集を見本を述べ、及び証券書類又は証券書類（以下「証券書類等」という。）を提出し、又は登記する場合は、その登記の際に代えて書類を提出し及ぼす書類等を提出することができます。																																	
2 あなたは見本の範囲が終了するまでの間、その登記の方法の開始となる結果をもつて資本の額を算定することができ、																																	
その他の法規事項に付しては法規事項の規定によること。																																	
記載範囲																																	
規則の範囲に外れ、尚ほ不適切（別紙に記載の如く）、これを記載する事																																	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

別記様式第7号（第8条關係）

備考 用紙の大きさは、日本座薬規格A4とすること。

別記様式第8号（第8条関係）

別記様式第8号（第8条関係）

年 月 日	意見の趣取 聞問 变更通知書	
年 月 日	公安委員会	
年 月 日	における行うこととしていた意見の趣取の場所を下記のとおり変更したので通知します。	
記		
意見の趣取の件名		
	変更前	変更後
意見の趣取の開 始 日 時 分から	年 月 日	年 月 日
意見の趣取の終 了 時 分から		
記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。		

備考 用紙の大きさは、日本密集規格A4とすること。

別記様式第9号（第9条関係）

別記様式第9号（第9条関係）

年 月 日	文書・聞覧・請求書
年 月 日	における行われる意見の趣取に關し、下記の標題による資料の閲覧を求めます。
記	
意見の趣取の件名	
閲覧をしようとする資料の標題	

備考 用紙の大きさは、日本密集規格A4とすること。

別記様式第10号（第10条関係）

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日	提出物目録		
年 月 日	主要者の職名及び氏名		
◎			
ストーカー行為等の規制等に関する法律第6条第6項において準用する行政手続規則第20条第2項、第21条第1項の規定により提出者が提出した下記目的の証明書類等を受領した。			
記			
意見の趣取の件名			
提出者	年 月 日		
提出を受けた者	年 月 日		
目 録			
番 号	標 題	日 付	依 頼 者
取扱者	職名	氏名	◎
記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。			

備考 用紙の大きさは、日本密集規格A4とすること。

別記様式第11号（第10条関係）

別記様式第11号（第10条関係）

年 月 日	交付證書		
年 月 日	施		
年 月 日	住所		
年 月 日	氏名		
記			
目 録			
番 号	標 題	日 付	依 頼 者
取扱者	職名	氏名	◎
記載要領 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。			

備考 用紙の大きさは、日本密集規格A4とすること。

別記様式第12号（第14条、第15条関係）

別記様式表第12号(第1回、第15回問合)		第 号
意見の總數	提出者	年 月 日
提出者	提出場所	
年 月 日に のとおり 提出するので通知します。		
記		
意見の總數の件名		
意見の總數の期日	年 月 日 時 分 から	
意見の總數の場所		
記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。		
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第13号（第16条関係）

Digitized by srujanika@gmail.com

別記様式第14号（第17条関係）

第記形式第14号(第17各類別)	
第 号	
登 見 の 檢 取 署 告 書	
年 月 日	
主宰者の職名及び氏名	
○	
登見の検取通知書() 年 月 日付け お見の被檢を終了したので、その結果を報告します。	
記	
登見の被檢の件名 例) 実	
登見の被檢に係る 事項に対する当審 者及び審参加者の主 題	
備 出	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第15号（第18条関係）

意見の聴取調査等閲覧請求書		
年	月	日
姓	住所	
名	氏名	
年　月　日　において行われた意見の聴取に關し、下記の欄旨に依る資料の閲覧を求めます。		
記		
意見の聴取の件名		
閲覧をしようとする調書又は報告書の別		

備考　用紙の大きさは、日本規格規格A-4とする。